

当医院からのご案内

- 当院は、厚生労働省東北厚生局に指定をうけた保険医療機関です。

- 個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、治療目的以外には使用しません。

- 通院困難な患者さんには、歯科訪問診療を行なっています。

- 新しい義歯（取り外しができる入れ歯）を作るときの取り扱いについて。

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければなりません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

- 当院では診療情報の文書提供に努めています。

- 令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな取り組み

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別料金として医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金は要りません。

松舘歯科医院 (電話番号019-659-2566)

診療時間：月火水 9時半－19時
金土 8時半－18時

管理者（院長）：松舘 邦彦
歯科医師：松舘 邦彦
歯科技工士：川村梨緒 星悦子

当医院からのご案内

▼当医院は、以下の項目の施設基準等に適合している旨、厚生労働省東北厚生局に届出を行っています。

●歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師及びスタッフがおります。

●オンライン資格確認による医療情報の取得(医療情報取得加算)

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さんの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

●歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ・Ⅱ

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようするための取り組みを実施しています。

●医療DX推進のための体制整備（医療DX推進体制整備加算）

当医院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

●情報通信機器の活用

当医院では、必要に応じて情報通信機器を用いた診療を実施しています。
ご希望の際には、歯科医師、スタッフ等にご相談ください。

●明細書発行体制（レセプト電子請求をする医療機関）（明細書発行体制等加算）

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。
なお、必要のない場合にはお申し出ください。

●歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの歯科訪問診療を行っています。

●歯科訪問診療時における医療DX情報活用（在宅医療DX情報活用加算）

当医院では、患者さん宅への訪問診療時においても、オンライン資格確認などを活用し、質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、計画的な医学管理の下に、訪問診療を実施しています。

●在宅歯科医療推進加算

居宅等への訪問診療を推進しています。

●歯周組織再生誘導手術

重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行なっています。

●口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

●レーザー機器加算

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

●**クラウン・ブリッジ維持管理料**

装着したCAD／CAM冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

●**CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー**

CAD／CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠及びインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

●**迅速な義歯修理等が実施可能な体制整備（歯科技工加算1・2）**

院内に歯科技工士がおりますので、迅速に義歯（入れ歯）の修理及び軟質材料を用いた義歯内面の適合状態の調整を行います。

●**歯科技工との連携1・2（歯科技工士連携加算1・2）**

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

●**光学印象**

患者さんのCAD／CAMインレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して、歯型取りなどの調整を実施しています。

●**光学印象における歯科技工士との連携（光学印象歯科技工士連携加算）**

患者さんのCAD／CAMインレーの製作に際に光学印象を実施するにあたり、歯科技工士と十分な連携のうえ、口腔内の確認等を実施しています。

●**歯科外来診療医療安全対策加算1**

当医院では、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（A E D）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

緊急時には、下記の連携保険医療機関の指示に従い対応致します。

（医療安全に関する詳細は別掲）

●**歯科外来診療感染対策加算1**

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。緊急時には、下記の病院や医院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

（感染対策に関する詳細は別掲）

●**歯科治療時医療管理料**

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることが出来ます。下記の病院や医院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

●**歯科診療特別対応連携加算**

安心で安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ・自動体外式除細動器（A E D）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・救急蘇生セット

緊急時に円滑な対応ができるよう、下記の医科保険医療機関及び歯科診療を担当する保険医療機関

と連携しています。

●**口腔管理体制の強化（小児口腔機能管理の注3に規定する口腔管理体制強化加算）**

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、口腔機能管理に付随する実績

と体制を整備しております。下記の病院や医院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

(口腔管理体制の強化に関する詳細は別掲)

●在宅療養支援歯科診療所 1・2

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保し、下記の医院、支援事業者や病院
歯科と連携しています。

●在宅患者歯科治療時医療管理料

治療前、治療中及び治療後における患者さんの全身状態を管理できる体制を整備しており、下
記の病院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

●歯科訪問診療の地域医療連携体制（地域医療連携体制加算）

訪問診療に際し、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、下記の病院や医院と連携し、緊
急時の対応を確保しています。

●口腔粘膜血管腫凝固術

専門の知識及び経験をもつ歯科医師が配置され、当該治療を行うことができるレーザー機器
により口腔粘膜血管腫凝固術を行っています。

●外来後発医薬品使用体制加算1・2・3

当医院では後発医薬品の使用を推進しています。医薬品の品質や安全性、安定供給体制等の情
報収集や評価を踏まえて、処方薬を変更することがあり、その旨の十分な説明を実施していま
す。

連携先保険医療機関名 かつら内科クリニック

連携先電話番号

Tel019-658-1223

一般社団法人 岩手県歯科医師会

医療安全に関する詳細

- 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が配置されています。
- 複数名の歯科医師又は歯科医師と歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されています。
- 医療安全管理者が配置されています。
- 患者さんに安心安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具等を有しています。

自動体外式除細動器（AED）、経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、酸素供給装置、血圧計、救急蘇生セット

- 診療における偶発症等緊急時に対応ができるように、「かつら内科」と事前の連携体制が確保されています。
- 次のいずれかを満たしています。
 - ・歯科ヒヤリハット事例収集等事業に登録し、継続的に医療安全対策に関する情報収集を行なっています。
 - ・発生した医療事故、インシデント等を報告、分析しその改善を実施する体制を整備しています。

令和7 年 4月 1日

感染対策に関する詳細

- 複数名の歯科医師が配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けたものが1名以上配置されています。
- 院内感染管理者が配置されています。
- 歯科用吸引装置等により、歯科ユニットごとに歯の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を整備しています。
- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者さんごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な感染症対策を行っています。
- 感染症の患者さんに対する歯科診療について、診療体制を常時確保しています。
- 院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を受けています。また職員に対しても同様の研修を行なっています。

令和7 年 4 月 1 日

口腔管理体制に関する詳細

- 複数名の歯科医師又は歯科医師と歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されています。
- 歯周病安定期治療、歯周病重症化予防に関する治療を行なっています。
- エナメル質う蝕管理、根面う蝕管理を行なっています。
- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者さんごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な感染症対策を行っています。
- 感染症の患者さんに対する歯科診療について、診療体制を常時確保しています。
- 院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を受けています。また職員に対しても同様の研修を行なっています。
- 歯科訪問診療を行なっています。
- 口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の患者さんの管理を行なっています。
- 歯科疾患の重症化予防に関する継続管理や、高齢者、小児の心身の特性及び緊急時対応等に関する研修を受講しています。

また、研修を受けた歯科医師は以下の項目のうち3つ以上に該当します。

- ・ 在宅療養管理の指導を行なっている。
 - ・ 地域ケア会議に出席している。
 - ・ 介護認定審査会の委員の経験がある。
 - ・ 在宅医療に関するサービス担当者会議や病院、診療所、介護保険施設等が実施する多職種連携に係る会議等に出席している。
 - ・ 在宅歯科栄養サポートチーム等と連携し患者さんに指導したことがある。
 - ・ 在宅医療または、介護に関する研修を受けている。
 - ・ 退院時共同指導料1、在宅歯科医療連携加算1、2、小児在宅歯科医料連携加算1、2、在宅歯科医療情報連携加算、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファランス料を算定したことがある。
 - ・ 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講している。
 - ・ 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の歯科健診に協力している。
 - ・ 自治体が実施する事業に協力している。
 - ・ 学校歯科医等に就任している。
 - ・ 歯科診療特別対応加算1、2又は3を算定した実績がある。
- 歯科用吸引装置等により、歯科ユニットごとに歯の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を整備しています。
 - 患者さんに安心安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具等を有しています。

自動体外式除細動器（AED）、経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、酸素供給装置、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置

令和7年4月1日